

臨時報告書

株式会社パスコ

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年5月10日

【会社名】 株式会社パスコ

【英訳名】 PASCO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 杉本陽一

【本店の所在の場所】 東京都目黒区東山一丁目1番2号

【電話番号】 03(5722)7600(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理部長 西本利幸

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区東山一丁目1番2号

【電話番号】 03(5722)7600(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理部長 西本利幸

【縦覧に供する場所】 株式会社パスコ さいたま支店
(さいたま市見沼区東大宮四丁目74番6号(0Sセンタービル))

株式会社パスコ 横浜支店
(横浜市中区山下町223番1号(NU関内ビル))

株式会社パスコ 中部事業部
(名古屋市中区錦二丁目2番13号(名古屋センタービル))

株式会社パスコ 関西事業部
(大阪市浪速区湊町一丁目2番3号(マルイト難波ビル))

株式会社パスコ 神戸支店
(神戸市中央区磯上通四丁目1番6号(シオノギ神戸ビル))

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、株式会社三井住友銀行との訴訟について、平成22年5月10日に裁判上の和解が成立いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号及び第19号の規定に基づき提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該訴訟の提起があった年月日

平成17年10月31日（当社の提訴日）

平成17年12月5日（株式会社三井住友銀行の反訴日）

(2) 反訴を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 株式会社三井住友銀行

住 所 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

代表者の氏名 代表取締役社長 奥 正之

(3) 当該事象の内容

当社は平成17年10月31日、株式会社三井住友銀行に対して2,010,228千円の債務不存在確認の訴訟を東京地方裁判所に提起いたしました。

株式会社三井住友銀行は、第三者に対して貸付を行い、その担保として第三者の当社に対する機器売却代金債権を譲り受けたとして、上記売買代金を支払うよう主張していたためです。

なお、上記に関し、株式会社三井住友銀行より当社に対し、平成17年12月5日に反訴が提訴され（譲受債権請求反訴事件）、その後、裁判上の手続きにより両訴訟が一本化され、平成20年10月31日に口頭弁論が終結し、平成21年3月27日に東京地方裁判所の判決がありました。

（判決の内容）

1、反訴被告（株式会社パスコ）は、反訴原告（株式会社三井住友銀行）に対し、2,010,228千円及びうち600,600千円に対する平成17年11月1日から、うち1,409,628千円に対する同年12月1日から各支払済みまで年6分の割合による金員を払え。

2、訴訟費用は、補助参加によって生じた費用を含め、反訴被告の負担とする。

3、この判決は仮に執行することができる。

当社は、不本意な判決であるとして、平成21年4月6日に控訴手続きを執りました。

その後、東京高等裁判所において、数回の口頭弁論手続及び和解手続を経て、裁判上の和解が成立いたしました。

(4) 当該裁判上の和解があった年月日

平成22年5月10日

(5) 当該裁判上の和解の主な内容

当社は、株式会社三井住友銀行に対し、平成22年5月31日限り解決金として1,750,000千円を支払う。

株式会社三井住友銀行は、上記以外の請求を放棄する。

(6) 当該事象の連結損益に与える影響額

当社は平成21年3月期の個別及び連結決算において、株式会社三井住友銀行との東京地方裁判所での訴訟判決の結果2,415,015千円を訴訟損失引当金として特別損失に計上いたしました。さらに平成22年3月期においては、弁済期からの経過利息120,613千円を特別損失に計上しております。この和解により平成22年3月期の決算においては、今後必要とされる支払見積額以外の訴訟損失引当金額780,984千円を、訴訟損失引当金戻入額として特別利益に計上いたします。

以上